

答 申 書
(答申第 1 4 6 号)
平成 2 4 年 7 月 3 日

1 審査会の結論

平成24年2月29日に行った北海道建設部長記者会見に係る配布資料のうち、「北海道エアシステムに対する支援の要請について(写)」の中の代表取締役社長印の印影を非開示としたことは妥当ではなく、開示すべきである。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
別紙のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

ア 本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、平成24年2月29日に、北海道建設部長が開いた記者会見を巡る書類一切(答弁用会見メモ、会議録など)である。

イ 北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対応する公文書として、建設部長記者会見メモ(平成24年2月29日)、配付資料(北海道エアシステム(HAC)からの支援要請に係る知事コメント)、配付資料(北海道エアシステムに対する支援の要請について(写))、建設部長記者会見記録(1回目)、建設部長記者会見記録(2回目)を対象公文書(以下「本件公文書」という。)と特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書のうち、における代表取締役社長印の印影が北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第1項第2号に規定する非開示情報(以下「2号情報」という。)に該当するとして一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

異議申立人は、本件処分を取り消し、開示することを求めていることから、当該非開示部分に係る処分の妥当性について判断することとする。

(3) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、非開示情報に該当する旨定めている。

イ 実施機関は、非開示とした代表取締役社長印の印影(以下「本件非開示情報」という。)について、開示請求の基準に照らし、決定したものであり、当該事業運営上、印影模倣により不利益を受ける可能性を排除できない以上、印影を非開示とすることに非合理性はないとの理由で、2号情報に該当する旨主張する。

ウ 本件非開示情報については、すでに公になっていること、また、2号情報の「不当に損なわれる」かどうかは、当該法人に係る事業の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付けなどを客観的に判断して行うものとされているところ、元来は法人等が内部限りにおいて管理して開示すべき相手方を限定する利益を有する情報であっても、法人等がそのような管理をしていないと認められる場合には、これが開示されることにより事業運営上の地位が不当に損なわれるとは認められない。

本件諮問事案においては、北海道が主催する建設部長の記者会見の席上、当該法人の職員が報道関係者に対し、本件公文書のうち異議申立の対象となったの配付資料と同一の文書を、本件処分により非開示となった本件非開示情報を隠すことなく配布しており、さらに広く知られ得る状態に置いているものといえることができる。

このことから、本件開示請求に係る本件非開示情報は、内部管理情報としての秘匿の利益が失われていると言わざるを得ない。

したがって、印影の偽造、模倣の蓋然性その他を判断するまでもなく、本件非開示情報は、開示することにより、当該法人の事業運営上の地位が不当に損なわれるとは認められないことから、2号情報に該当しないものと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

(4) 本件処分に対する意見について

本件処分に対する判断は先に述べたとおりであるが、異議申立人が本件異議申立てを行うに至ったのは、本件処分に至るまでの事務処理過程における実施機関に対する不信感が基本にあるものと思われる。

本情報公開制度は、だれもが、知りたいときに自由に知り得るよう知る権利を明らかにするとともに、道政の諸活動について説明する責任を全うすることにより、その公開性を高め、及び道民参加を促進することを基本的な理念としている。

公文書の開示請求があったときは、非開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないとしており、限定列挙されている非開示規定の適用については適切な対応が求められる。

したがって、非開示情報の判断に当たっては、定型的な解釈に止まることなく、個別事案ごとに情報の性質・内容や社会の中での位置付けなどを精査し、条例の非開示規定の適用について検討を経た上で、公文書の開示・非開示を決定するよう要望する。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成24年 4 月 10日	諮問書の受理（諮問番号401） 実施機関から関係書類（ 諮問文、 異議申立書の写し、 公文書開示請求書の写し、 公文書一部開示決定通知書の 写し、 異議申立ての概要、 理由説明書、 対象公文書の 写し）の提出
平成24年 4 月 16日	新規諮問事案の報告（諮問番号401） 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成24年 5 月 14日 （ 第三部会 ）	実施機関から本件処分の理由等を聴取 異議申立人の意見陳述 審議
平成24年 6 月 11日 （ 第三部会 ）	答申案骨子審議
平成24年 6 月 27日 （ 第61回審査会 ）	答申案審議
平成24年 7 月 3 日	答申

